

パターンC

新規入会事業所向け  
(過去、協議会への入会手続を行ったことがない事業所)

# 一般社団法人工業製品製造技能 人材機構への入会手続について

2025年6月25日

# 手続の流れ

新規入会事業所向け  
(過去、協議会への入会手続を行ったことがない事業所)

申請から入会完了まで2~3か月程度

※不備がある場合は、さらに時間がかかることがあります。

STEP 01   
申請書類の準備

様式等入手し、作成する。  
貴事業所が製造する製造品の情報をテンプレートに記載する。

- 申請する製造品によって、複数書類が必要な場合があるため、マニュアルやWebページを確認する申請する産業分類によって、必要書類が異なります。
- 書き方見本などをよく御確認ください。

詳細はP3~9へ

STEP 02   
JAIM入会申請

JAIMのWebページで手続をする。  
特に年会費に係る中小割・団体割の適用有無を確認する。

- 準備ができたなら、JAIMのWebページで手続を行ってください。
- 口座振替書類の送付先等を決定してください。

詳細はP10~16へ

STEP 03   
年会費の支払

JAIMの年会費支払をする。  
初年度分は銀行振込。  
次年度以降に向けて口座振替手続も行う。

- JAIMから請求書がメールで到着します。請求書に従って、年会費の支払を行ってください。
- 別途郵送される口座振替書類の手続も行ってください(次年度以降の年会費分)。

詳細はP17~18へ

STEP 04   
完了

手続完了。  
JAIM賛助会員名簿に掲載される。

- JAIMの賛助会員名簿に掲載されます。

詳細はP19へ

# 目次

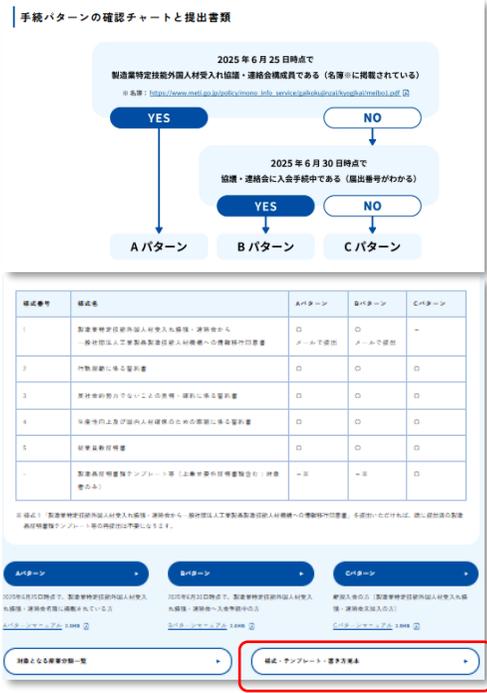
---

1. 具体的な手続	
【STEP 01】 申請書類の準備	・・・P3
【STEP 02】 JAIM入会申請	・・・P10
【STEP 03】 年会費の支払	・・・P17
【STEP 04】 完了	・・・P19
2. よくある御質問	・・・P20
3. お問い合わせ先	・・・P23
4. (参考) 賛助会員の年会費について(2025年度・2026年度以降)	・・・P24
(参考) 行動規範第8条に定める賃上げの水準・方法について	・・・P26

# 1. 具体的な手続

## 【STEP 01】 申請書類の準備(1\_入手・作成)

- JAIMの新規入会手続に必要な書類(様式・テンプレート・書き方見本)を入手するために、①「賛助会員入会」から、②「様式・テンプレート・書き方見本」をクリックしてください。

	実施事項	備考
1	<p>① 「賛助会員入会」 をクリック</p>  <p>(Webページの画面イメージ)</p> 	

# 【STEP 01】 申請書類の準備(1\_入手・作成)

• 様式2・様式3・様式4・様式5をダウンロードし、証明書類を作成してください。

	実施事項	備考
1 (お申し込み)	<p>様式2・様式3・様式4・様式5をダウンロードしてください</p> <p>(Webページの画面イメージ)</p>  <p>①特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現にむけた工業製品製造業 共通行動規範に係る誓約書</p> <p>様式2 行動規範に係る誓約書</p> <p>②反社会的勢力でないことの表明・確約に係る誓約書</p> <p>様式3 反社会的勢力でないことの表明・確約に係る誓約書</p> <p>③生産性向上及び国内人材確保のための取組に係る誓約書</p> <p>様式4 生産性向上や国内人材確保のための取組に係る誓約書</p> <p>(様式5については、P8へ)</p>	

# 【STEP 01】 申請書類の準備(1\_入手・作成)

- ① ① 証明書類作成テンプレート・書き方見本をダウンロードしてください。
- ② ② 書き方見本に沿って証明書類を作成してください(産業分類によって上乘せ要件があります)。

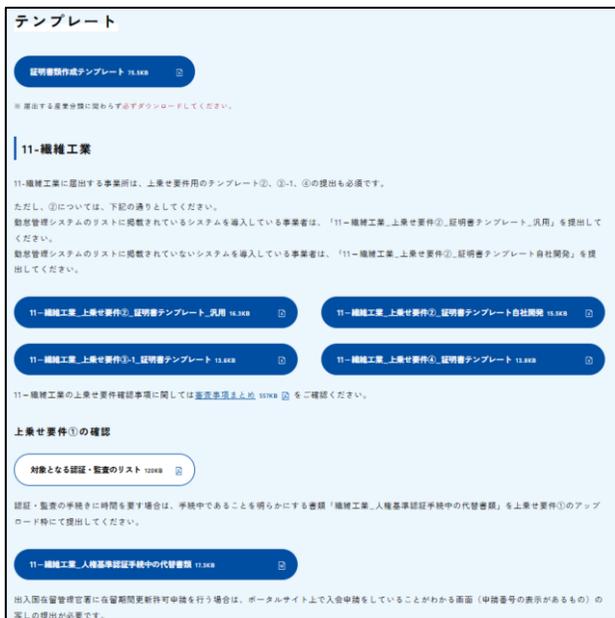
## 実施事項

## 備考

1  
(nishi)

① 証明書類作成テンプレートをダウンロードしてください

(Webページの画面イメージ)



② 産業分類を証明する資料を準備してください

**JAIM入会申込み証明書類** 事業者名: \_\_\_\_\_

※申請書類は、工業団地建設法(労働安全衛生法及び、労働基準法)に基づき作成された標準申請書類(証明書類)です。  
以下1~4を必ず確認の上、証明書類を作成下さい。

**《産業分類》**

1. 特定外国人が従事する(予定の)日本標準産業分類の欄を1つ選択してください。  
(該当欄を1つにのみ1つの日本標準産業分類のみです。該当なしの場合は、2ページ目以降にページを追加・挿入して、各該当品目との産業分類に申請するのをお勧めいたします。)

* 11-繊維工業	* 239-靴・皮鞋及び小・皮製物(ただし、非皮革製物に限り)
* 141-パルプ製造業	* 235-非皮革製物製造業
* 1421-洋紙製造業	* 2422-機械的工業製造業
* 1422-和紙製造業	* 2424-作業工業製造業
* 1423-機械的工業製造業	* 2431-製紙工業用機械製造業(パルプ、コウロク)
* 1431-木工製材業(木材製材)	* 2441-印刷業
* 1432-家具・器具製造業	* 2442-金属製プレス製造業
* 144-皮革製造業	* 2444-製紙機械(ただし、高度加工用製紙機・ペルマ種製紙機に限る)
* 145-印刷製版業	* 245-金属製印刷製造業
* 149-その他のパルプ・紙・紙工工業製造業	* 2461-金属製印刷製造業
* 15-印刷・複製業	* 2462-印刷の複製(複製用製版製造業を除く)
* 18-プラスチック製品製造業(ただし、以下を除外せよ。)	* 2464-電気の機械(電気用材料製造業を除く)
* 18-プラスチック製品製造業(ただし、プラスチック製小・中・大規模工場の付帯事業に限る)	* 2465-金属の処理
* 2123-コンクリート製品製造業	* 2469-その他の電気機械製造業(ただし、プラスチック製機械(成形機)に限る)
* 2142-鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の製造業	* 248-非金属材料の製造業(プラスチック、セラミックス製造業)
* 2143-陶磁器製造業	* 2499-靴・皮鞋及び小・皮製物(ただし、非皮革製物に限り)
* 2184-建築業(中・小規模)	* 25-小規模機械製造業
* 2211-農林水産業	(25.1-25.9)高度加工機械製造業(25.1-25.9)
* 2212-高度加工機械製造業	* 26-金属製機械製造業
* 2221-製糖・製粉工業	* 27-金属製機械製造業(ただし、27.1-27.9)高度加工機械製造業(27.1-27.9)
* 2221-製糖・製粉工業(製糖、製粉を除く)	* 28-電子部品・デバイス・電子回路製造業
* 2222-洋紙製造業(製糖、製粉を除く)	* 29-電気機械製造業(ただし、29.2-29.9)高度加工機械製造業(29.1-29.9)
* 2234-製糖業	* 30-情報通信機械製造業
* 225-鉄鋼業	* 3299-工業用機器製造業
* 2291-鉄鋼(プレス)業	* 3399-靴・皮鞋及び小・皮製物(ただし、非皮革製物に限り)
	* 484-小売業

※銀行「産業分類」の付録「日本標準産業分類」をダウンロードし、  
(A)欄参照) [https://www.sajim.go.jp/main\\_content/000933030.pdf](https://www.sajim.go.jp/main_content/000933030.pdf)  
(B)欄参照) [https://www.sajim.go.jp/main\\_content/000933030.pdf](https://www.sajim.go.jp/main_content/000933030.pdf)  
(C)欄参照) [https://www.sajim.go.jp/main\\_content/000933030.pdf](https://www.sajim.go.jp/main_content/000933030.pdf)

# 【STEP 01】 申請書類の準備(2\_年会費割引)

- 次は、年会費額の確定に係る準備です。
- 年会費には、以下の2種類の割引制度があり、両方の利用が可能です。
  - ①中小企業割引、
  - ②正会員団体に所属する場合の割引
- 割引の対象となる事業所で、割引を希望する場合は、証跡を準備してください。

	実施事項	備考
2	<p>年会費の割引(中小企業割引・正会員団体に所属する場合の割引)を希望する場合は、それぞれの証跡を準備し、PDFにしてください。 割引を希望しない場合は不要です。</p> <p>①中小企業割引を希望する場合 →P7・8参照 ②正会員団体に所属する場合の割引を希望する場合 →P9参照</p> <p>※2025年度の年会費(年額)は、右表のとおりです。 (2025年度の年会費の半額と、 会費請求通知日が属する月の月割額のうち より安価な額を納付いただきます。 2026年度以降の年会費の詳細は、 賛助会員会費規程を御覧下さい。)</p>	

2025年度の額	正会員団体に所属する場合	正会員団体に未所属の場合
中小企業	30,000円 又は 60,000円の月割額の安い方	31,500円 又は 63,000円の月割額の安い方
大企業	40,000円 又は 80,000円の月割額の安い方	41,500円 又は 83,000円の月割額の安い方

## 【STEP 01】 申請書類の準備(2\_年会費割引)

- 「①中小企業割引」については、次のとおりです。
- 割引の対象となる事業所で、割引を希望する場合は、証跡を準備してください。

	実施事項	備考
2 (じゅんぎ)	<p><b>①中小企業割引(中小割)</b> 中小企業の割引適用を希望する場合は、中小企業庁の「中小企業・小規模企業者の定義」(製造業)(<a href="#">リンク</a>)に照らし、資本金を証明する資料(証明方法1)、従業員数を証明する資料(証明方法2)の、<u>いずれか</u>を選択し、資料を準備してください。</p> <p><b>証明方法1:</b> 資本金を証明する場合 →P8(上)へ</p> <p><b>証明方法2:</b> 人数を証明する場合 →P8(下)へ</p>	

## 実施事項

## 備考

2  
(しゅ)  
(ぎ)

**【①中小企業割引(中小割) 証明方法1】** ……資本金を証明する  
 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社であることを証明するために  
 以下の書類のいずれか1つを提出してください。

提出書類名(いずれか1つ)	備考
履歴事項全部証明書 (商業登記簿謄本)	発行日より3か月以内のもの
決算書	直近のもので決算期、資本金の額がわかるもの 表紙に法人名の記載があり特定できるもの

**【②中小企業割引(中小割) 証明方法2】** ……人数を証明する  
 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であることを証明する  
 ために、**様式5** と、下の書類(1つ)を準備してください。  
 (上記のPDFは1つのファイルにまとめてください)

**様式5** 従業員数証明書

+

提出書類名(いずれか1つ)	備考
労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書(写)	直近で省庁提出済の写し
給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(写)	

※個人事業主の証明方法は、②のみとなります。

## 【STEP 01】 申請書類の準備(2\_年会費割引)

- 「**②正会員団体に所属する場合の割引**」については、次のとおりです。
- 割引の対象となる事業所で、割引を希望する場合は、証跡を準備してください。

	実施事項	備考
2 (※J, U)	<p><b>②正会員団体に所属する場合の割引(団体割)</b></p> <p>JAIMの正会員の製造業団体に加入している法人・事業所で、年会費割引を希望する場合は、Web上で加入している団体名を選択してください。</p> <p>団体名を選択すると、加入している団体によっては、証明書をPDFで提出していただきます。PDFの提出が不要な団体もあります。 (所属している団体にお問合せ下さい。)</p>	

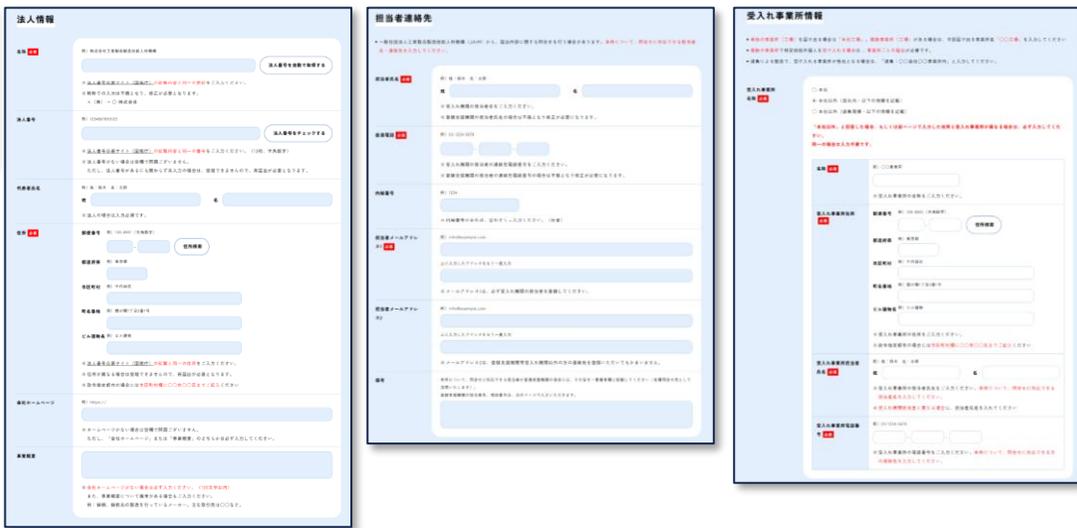
● **様式2・3・4、年会費割引の資料の準備が終わったら、Webページ(こちら)で手続してください。**

	実施事項	備考
1	<p>はじめに入会手続前の準備ページの内容をよく読み確認してください。</p> <div data-bbox="155 549 704 878"> <p><b>賛助会員入会手続前の準備</b></p> <p>入会手続は、事業所（工場など）1か所につき1件です。</p> <p>本ページ以降は、一般社団法人工業製品製造技術人材機構に、新規申請をする事業所（工場）を対象としています。</p> <p>すでに、申請を行っている事業所（名簿掲載前の事業所も含む）は、<a href="#">Webページ</a> から、情報の追加・更新をお願いいたします。</p> <p>申請前に以下もご確認ください。全てのチェックが完了すると、申請へ進むことができます。</p> <p><input type="checkbox"/> 既に申請をしている事業所（工場）ではありません。また同一法人内の複数の事業所で申請する場合、それぞれの事業所ごとに、複数回の手続を行う必要があることを確認しました。</p> <p>すでに、申請を行っている事業所（名簿掲載前の事業所も含む）は、<a href="#">Webページ</a> から、情報の追加・更新をお願いいたします。</p> <p>また入会手続は、事業所（工場など）1か所につき1件の申請が必要です。</p> <p>例えば、3つの事業所で受入れを行う場合は、3件の申請が必要です。</p> </div> <div data-bbox="735 549 1315 992"> <p><input type="checkbox"/> 特定技能外国人材が就労可能な事業所は、予め指定された受入れ分野において該当製造品を製造する事業所であり、事業所で特定技能外国人材が従事する（予定の）日本標準産業分類の番号を確認しました。</p> <p><b>指定された受入れ分野とは</b></p> <p>特定技能外国人を受け入れる事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次に掲げるものを行っていることが求められます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 中分類・小分類に該当する場合は、それ以下の細分類を全ちものとします。但し、除外項目がある場合はその記載内容に準じます。</li> <li>※ 特定技能外国人材が従事できるものは、一般社団法人工業製品製造技術人材機構に申請した日本標準産業分類に該当する製造品の製造工程に限られます。申請を行っていない日本標準産業分類の製造品の製造工程に特定技能外国人材が従事することは認められません。</li> </ul> <p>対象となる産業分類一覧はこちらで確認できます。</p> <p><a href="#">対象となる産業分類一覧</a></p> <p>また、キーワード（例：貴事業所で製造しているモノなど）を入力して、本制度の対象かどうか検査することも可能です。</p> <p><a href="#">産業分類検索</a></p> <p><b>産業を行っているとは</b></p> <p>特定技能外国人材が業務に従事する事業所において、直近1年間で前記の表内に掲げるものについて製造高出荷額等が発生していることを指します。</p> </div> <div data-bbox="1336 549 1916 878"> <p><input type="checkbox"/> 必要な書類（様式・テンプレート）を確認し、用意しました。</p> <p>提出に必要な様式・テンプレート、またその書き方見本は<a href="#">こちら</a>でご案内しています。</p> <p>申請する事業所や産業分類によって提出する書類が異なります。必ず確認の上、書類を作成・提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/> フォームの入力中、一時保存できないことを確認しました。</p> <p>入会申請フォームは、記入途中であっても一時保存することはできません。</p> <p>以下のエクセルファイルにて、入力項目を事前にご確認いただけますので、ぜひご利用ください。</p> <p><a href="#">入力確認一覧 (xlsx)</a></p> <p>全てのチェックが完了すると、申請へ進むことができます。</p> <p><a href="#">申請へ進む</a></p> </div>	

↑  
①入会手続にあたっての確認事項を読み、チェックをしてください。

# 【STEP 02】 JAIM入会申請(2\_事業所情報)

- 貴事業所の基本情報を入力します。

	実施事項	備考
2	<p>次に貴事業所の基本情報を入力してください。</p> <div data-bbox="590 528 1667 1106"><p>【法人情報】                      【担当者連絡先】                      【受入れ事業所情報】</p></div> <p>(Webページの画面イメージ)</p> <p>②貴事業所の基本情報を入力してください</p>	

# 【STEP 02】 JAIM入会申請(3\_特定産業分野情報)

● 事業所で特定技能外国人が従事する産業について証明書をアップロードしてください。

	実施事項	備考
3	<p>事業所で特定技能外国人が従事する産業の日本標準産業分類を選択し、入会申込証明書類をアップロードしてください。</p> <p>(Webページの画面イメージ)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="265 601 980 1308" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業所で特定技能外国人が従事する産業の日本標準産業分類 (複数選択可)</p> <p>事業所で特定技能外国人が従事する産業 <b>必須</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 11-繊維工業</li> <li><input type="checkbox"/> 141-バルブ製造業</li> <li><input type="checkbox"/> 1421-洋紙製造業</li> <li><input type="checkbox"/> 1422-和紙製造業</li> <li><input type="checkbox"/> 1423-機械すきと紙製造業</li> <li><input type="checkbox"/> 1431-塗工紙製造業 (印刷用紙を除く)</li> <li><input type="checkbox"/> 1432-段ボール製造業</li> <li><input type="checkbox"/> 144-紙製品製造業</li> <li><input type="checkbox"/> 145-紙製容器製造業</li> <li><input type="checkbox"/> 149-その他のバルブ・紙・紙加工品製造業</li> <li><input type="checkbox"/> 15-印刷・印刷関連業</li> <li><input type="checkbox"/> 18-プラスチック製品製造業</li> <li><input type="checkbox"/> 2123-コンクリート製品製造業</li> <li><input type="checkbox"/> 2142-食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業</li> <li><input type="checkbox"/> 2143-陶磁製器物製造業</li> <li><input type="checkbox"/> 2194-陶磁製造業 (中子を含む)</li> <li><input type="checkbox"/> 2211-高炉による製鉄業</li> <li><input type="checkbox"/> 2212-高炉によらない製鉄業</li> <li><input type="checkbox"/> 2221-製鋼・製鋼圧延業</li> <li><input type="checkbox"/> 2231-熱間圧延業 (鋼管、伸鉄を除く)</li> <li><input type="checkbox"/> 2232-冷間圧延業 (鋼管、伸鉄を除く)</li> <li><input type="checkbox"/> 2234-钢管製造業</li> <li><input type="checkbox"/> 225-鉄素形材製造業</li> <li><input type="checkbox"/> 2291-鉄鋼シャースリット業</li> <li><input type="checkbox"/> 2299-他に分類されない製鋼業 (ただし、鉄粉製造業に限る。)</li> <li><input type="checkbox"/> 235-非鉄金属素形材製造業</li> <li><input type="checkbox"/> 2422-機械刃物製造業</li> <li><input type="checkbox"/> 2424-作業工具製造業</li> <li><input type="checkbox"/> 2431-配管工事用附属品製造業 (バルブ、コックを除く)</li> <li><input type="checkbox"/> 2441-鉄骨製造業</li> <li><input type="checkbox"/> 2443-金属製サッシ・ドア製造業</li> <li><input type="checkbox"/> 2446-製缶板金業 (ただし、高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業に限る。)</li> <li><input type="checkbox"/> 245-金属素形材製品製造業</li> <li><input type="checkbox"/> 2461-金属製品塗装業</li> <li><input type="checkbox"/> 2462-溶融めっき業 (表面処理鋼材製造業を除く)</li> <li><input type="checkbox"/> 2464-電気めっき業 (表面処理鋼材製造業を除く)</li> <li><input type="checkbox"/> 2465-金属熱処理業</li> <li><input type="checkbox"/> 2469-その他の金属表面処理業 (ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。)</li> <li><input type="checkbox"/> 248-ゴルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業</li> <li><input type="checkbox"/> 2499-他に分類されない金属製品製造業 (ただし、ドラム缶更生業に限る。)</li> <li><input type="checkbox"/> 25-はん用機械器具製造業 (ただし、2591-消火器具・消火装置製造業を除く。)</li> <li><input type="checkbox"/> 26-生産用機械器具製造業</li> <li><input type="checkbox"/> 27-業務用機械器具製造業 (ただし、274-医療用機械器具・医療用品製造業及び276-武器製造業を除く。)</li> <li><input type="checkbox"/> 28-電子部品・デバイス・電子回路製造業</li> <li><input type="checkbox"/> 29-電気機械器具製造業 (ただし、292-内燃機関電機品製造業を除く。)</li> <li><input type="checkbox"/> 30-情報通信機械器具製造業</li> <li><input type="checkbox"/> 3295-工業用模型製造業</li> <li><input type="checkbox"/> 3299-他に分類されないその他の製造業 (ただし、RPF製造業に限る。)</li> <li><input type="checkbox"/> 484-こん包業</li> </ul> <p>※ 特定技能外国人が従事する (予定の) 日本標準産業分類の番号を <b>すべて</b> 選択してください。</p> </div> <div data-bbox="1048 608 1804 832" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>入会申込み証明書類 (テンプレート) <b>必須</b></p> <p>ファイル1 <input type="button" value="ファイルを選択"/></p> <p>ファイル2 <input type="button" value="ファイルを選択"/></p> <p>ファイル3 <input type="button" value="ファイルを選択"/></p> <p>※ 証明書類は、「テンプレート」を必ず用いて作成・提出してください。          なお、証明書類が複数ある場合には、1つのPDFファイル (8MB以内) にまとめてください。          ※ 複数のアップロード枠 (ファイル1~3) がありますが、ファイル2,3は再届出の際に利用するものです。初回の届出では、全て一つのファイルにまとめてファイル1にのみアップロードしてください。          ※ 再届出の際は、不要なファイルは削除してください。          ※ 証明書類の内容および作成方法については、業種別の「書き方見本ファイル」を参照してください。</p> </div> </div>	

## 【STEP 02】 JAIM入会申請(4\_登録支援機関情報)

- 登録支援機関の活用予定等について入力してください。

	実施事項	備考
4	<p>登録支援機関の活用予定等について選択、入力してください。</p> <p>(Webページの画面イメージ)</p> <div data-bbox="418 588 1541 1033"><p>The screenshot shows a web form titled "登録支援機関情報" (Registration Support Organization Information). It contains two main sections:</p><ul style="list-style-type: none"><li><b>登録支援機関の活用予定 必須</b> (Registration Support Organization Usage Schedule - Required):<ul style="list-style-type: none"><li>登録支援機関の活用予定について (Regarding registration support organization usage schedule):<ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="radio"/> 登録支援機関を活用しない (活用する場合は、後日申し出予定) (Do not use registration support organization (if using, apply later))</li><li><input type="radio"/> 登録支援機関の活用を予定しているが、現時点では契約していない (後日、申し出予定) (Planning to use registration support organization but not contracted yet (apply later))</li><li><input type="radio"/> 登録支援機関を活用する (以下の情報を記入) (Using registration support organization (enter the following information))</li></ul></li></ul></li><li><b>申出事項 必須</b> (Application Items - Required):<ul style="list-style-type: none"><li>特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成31年法務省令第5号)第2条第4号のイからウのいずれにも該当しないことをご確認の上、チェックをしてください。(Please confirm that you do not meet any of items I, II, or III of Article 2, Paragraph 4 of the Order of the Ministry of Justice (No. 5 of 2019) and check the box.)</li><li><input type="checkbox"/> 特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成31年法務省令第5号)第2条第4号イからウのいずれにも該当しないことを申し出る (I declare that I do not meet any of items I, II, or III of Article 2, Paragraph 4 of the Order of the Ministry of Justice (No. 5 of 2019).)</li></ul></li></ul></div>	

# 【STEP 02】 JAIM入会申請(5\_様式2・3・4の登録)

● **様式2・3・4、年会費割引の資料**のアップロード、**規程等の確認**✓をしてください。

	実施事項	備考
--	------	----

5 「様式2・3・4」のアップロードと、「規程類」の確認✓をしてください。

様式2

① 「ファイルを選択」から、それぞれの様式をアップロードする

様式3

様式4

② 規程を確認し、□に✓をいれる

(Webページの画面イメージ)

## 【STEP 02】 JAIM入会申請(6\_年会費関連)

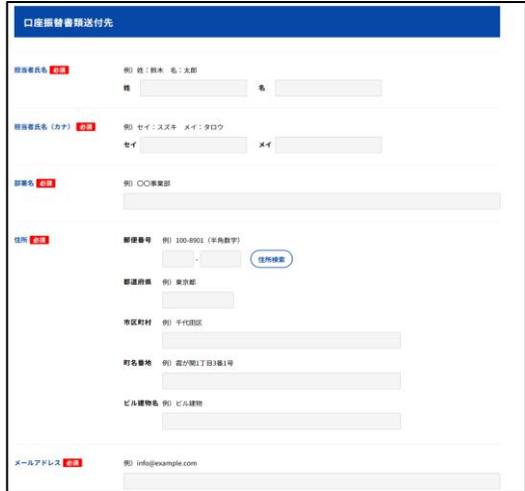
- 年会費の金額確定のため、割引の選択・資料アップロードを行ってください。

	実施事項	備考
6	<p>年会費の確定のため、「<b>中小企業割引</b>」の選択・「<b>正会員団体に所属する場合の割引適用</b>」の選択をし、希望する場合はそれぞれ資料をアップロードしてください。</p> <p>(Webページの画面イメージ)</p>  <p>① <b>中小企業割引</b>の希望有無を選択する</p> <p>② 中小企業割引を希望する場合、「ファイルを選択」から資本金確認書類または従業員数証明書類をアップロードする</p> <p>③ <b>正会員団体割引</b>の希望有無を選択する</p> <p>④ 正会員団体割引を希望する場合、貴事業所が加入している団体名を選択する</p> <p>⑤ (「ファイルを選択」ボタンが現れた場合のみ) 団体から指定されている証跡をアップロードする</p>	

「希望しない」を選択した場合は、「ファイルを選択」ボタンは出現せず、先に進めます。

## 【STEP 02】 JAIM入会申請(7\_送付先情報)

- 年会費支払手続のための登録を行ってください。
- 口座振替書類の郵送先や、請求書のメール送付先等を入力してください。
- 支払方法は、入会初年度は銀行振込、次年度以降は口座振替となります。

	実施事項	備考
6	<p>口座振替書類を事務局より郵送しますので、送付先情報を入力してください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 担当者氏名</li><li>• 部署名</li><li>• 住所</li><li>• メールアドレス</li><li>• 電話番号</li></ul>	<p>(Webページの画面イメージ)</p>  <p>年会費の請求書送付先の情報も入力してください。 (請求書はメールにてPDFでの送付となります。郵送は行いません。)</p>

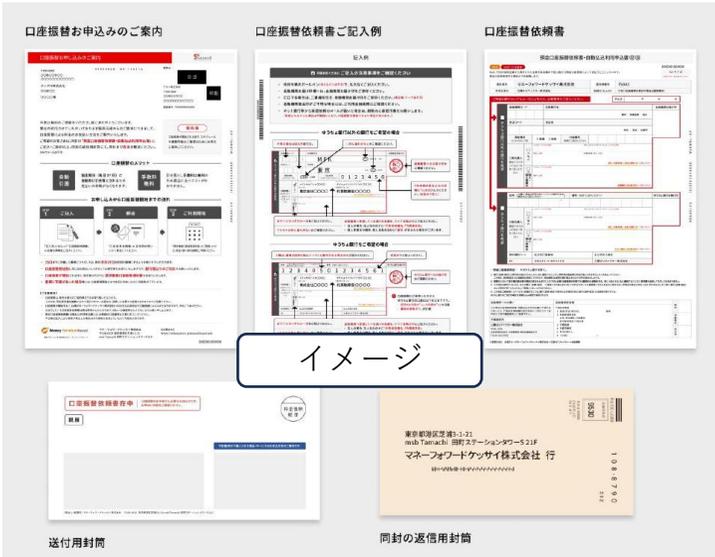
# 【STEP 03】 年会費の支払(1\_初年度分)

- 請求書を受け取ったら、30日以内に年会費の支払手続きを行ってください。  
(30日以内に年会費の支払がない場合は、入会手続きは取り消すものとなります)
- 年会費の支払は、初年度分は銀行振込となります。振込手数料は、賛助会員の御負担となります。  
(会費請求通知日が属する月が2月・3月の場合は、入会初年度分の月割の年会費とあわせて翌年度分の1年分年会費を合算してのお支払が必要です)

	実施事項	備考
1	<p>前頁にて登録した請求書送付先に、事務局からメールにて請求書(PDF)を送付いたします。  <u>30日以内に</u>指定口座に銀行振込を行ってください。</p> <p style="text-align: right;">(請求書イメージ)</p>  <p>※紙の請求書の郵送は行いません。</p>	

# 【STEP 03】 年会費の支払(2\_翌年度(口座振替))

- 口座振替の手続書類が、後日郵送されますので、必ず受け取って記入・押印・返送をお願いします。

	実施事項	備考
2	<p>登録した口座振替書類送付先に、会費徴収を委託している事業者より、口座振替依頼書一式が郵送されます。</p> <p>(委託先: マネーフォワードケッサイ株式会社)</p> <p>1か月以内に同封の返信用封筒にて返送してください。 返送後、金融機関との口座振替の手続には通常1~2か月程度かかります。 ※次年度分の年会費から口座振替を行います。初年度分の引落しはされません。</p> 	

## 【STEP 04】完了



- 手続は完了です。
- お振込後、順次JAIM HP上で賛助会員名簿に掲載されます（年会費の支払をもって名簿に掲載されます）。

### 注意事項

- 賛助会員が本法人の会員でなくなった場合等理由の如何を問わず、一度納付した賛助会費の払戻は行いません。

### (参考)2026年度の更新手続について

- 2026年度の賛助会員の資格更新手続については、2026年1月頃に実施予定です。（年会費は2月末までに支払）
- 更新時には、次の手続をお願いする予定です。（詳細は改めて御案内します）
  - ①生産性向上及び国内人材確保の取組（賃上げ等）の証跡の提出（P23参照）
  - ②会費割引（中小企業割引・正会員団体割引）の最新証跡の提出

## 2. よくある御質問(1)

---

Q1 特定技能外国人を雇う事業所は、必ずJAIMへの入会が必要なのですか？

A1 そのとおりです。

Q2 JAIMへの入会は、事業所(工場)単位ですか？法人単位ですか？

A2 事業所(工場)単位です。ただし、会費額の決定に係る部分のみ法人単位の規模を確認します。

Q3 協議会とJAIMの両方に入会しなければなりませんか？

A3 JAIMのみ入会が必要です。協議会への入会は不要です。

Q4 入管庁への在留諸申請時には、なにを提出すればよいのですか？

A4 JAIMの賛助会員名簿を御提出ください。

## 2. よくある御質問(2)

Q5 入会初年度の年会費がいくらになるか教えてください。

A5 入会月(JAIMにて貴事業所の入会審査が終了し、会費請求通知日が属する月)によって異なります。具体的な金額は、賛助会員会費規程(入会申請フォーム内)を御確認ください。なお、2025年度については、新規で2025年9月末までにJAIMに入会した場合、一律で規程の年会費額の半額となります(9月入会の場合でも7か月分ではなく6か月分)。

Q6 入会後に、外国人材の雇用が無くなった場合に休会することはできますか？

A6 休会制度は設けておりません。一度入会し、会費をお支払いただきましたら、その後1年毎の会費支払や生産性向上及び国内人材確保のための取組等、賛助会員として定められた条件を満たしていただくことで御継続いただけます。特定技能外国人の雇用予定が無い場合は退会も可能ですが、特定技能外国人を雇用する際には必ずJAIMへの入会が必要となります。ただし入会審査には2~3か月を要する見込みですので、受入れ開始まで許容できるリードタイムが発生する旨、御承知おきください。

Q7 近々で特定技能外国人を雇用する予定はないのですが、特定技能制度の最新情報は知りたいです。

A7 制度等の最新情報をメール等で御案内する無料サービスを設ける予定です。

## 2. よくある御質問(3)

---

**Q8** 中小企業割引を希望します。証明方法が2パターンありますが、どちらの証明方法が簡単ですか？

**A8** 各事業所の御事情等によって異なると考えられます。当資料とともに、自社の総務・人事部門の方に相談いただくことをお勧めいたします。

**Q9** 正会員団体割引を希望します。適用となる業界団体名はどこを確認すればわかりますか？

**A9** 正会員団体割引の申請画面で、業界団体名を検索することができます。また、JAIM HPから確認することも可能です。

**Q10** 年会費の支払は、口座振替ではなく銀行振込としたいのですが、可能ですか？

**A10** 賛助会員会費規程により、口座振替とさせていただいています。御理解・御協力をお願いいたします。

### 3. お問い合わせ先

---

#### 一般社団法人工業製品製造技能人材機構 相談窓口

(7月1日(火)開設予定)

電話番号 03-6838-0077  
対応日時 10時00分～17時30分(土日・祝日・年末年始を除く)  
メールアドレス seizou\_tokuteiginou\_soudanmadoguchi@jaim-skill.or.jp

※メールでお問合せの際には、必ず以下の項目・内容をご記載ください。

【件名】JAIMに関する問合せ

- ①企業名
- ②住所
- ③電話番号
- ④氏名 (ふりがな)
- ⑤問合せ内容

## 4. (参考) 賛助会員の年会費(2025年度)

### 令和7年度における賛助会員会費の金額について

一般社団法人工業製品製造技能人材機構（以下「本法人」という。）の賛助会員が負担する令和7年度の年会費は、以下に該当する者については、賛助会員会費規程（2025年5月27日理事会決議）別表によらず、本理事会決議別表のとおりとする。

- 本法人が賛助会員の入会受付を初めて開始した日時点で、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会運営要領第二条第一項第三号に定める構成員である者
- 本法人が賛助会員の入会受付を初めて開始した日時点で、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会運営要領第二条第一項第三号に定める構成員でなく、かつ、本年9月末までに本法人の賛助会員としての加入が認められた者

### 別 表

#### 年会費（年額）

	①正会員団体に所属する場合	②正会員団体に未所属の場合
中小企業	30,000円	31,500円
大企業	40,000円	41,500円

## 4. (参考)賛助会員の年会費(2026年度以降)

### 年会費(年額)

	①正会員団体に所属する場合	②正会員団体に未所属の場合
中小企業	60,000円	63,000円
大企業	80,000円	83,000円

### 入会初年度について

#### ①賛助会員が、正会員団体に所属する場合

会費請求通知日が属する月	中小企業	大企業
4月	60,000円	80,000円
5月	55,000円	73,340円
6月	50,000円	66,670円
7月	45,000円	60,000円
8月	40,000円	53,340円
9月	35,000円	46,670円
10月	30,000円	40,000円
11月	25,000円	33,340円
12月	20,000円	26,670円
1月	15,000円	20,000円
2月※	10,000円	13,340円
3月※	5,000円	6,670円

#### ②正会員団体に未所属の場合

会費請求通知日が属する月	中小企業	大企業
4月	63,000円	83,000円
5月	57,750円	76,090円
6月	52,500円	69,170円
7月	47,250円	62,250円
8月	42,000円	55,340円
9月	36,750円	48,420円
10月	31,500円	41,500円
11月	26,250円	34,590円
12月	21,000円	27,670円
1月	15,750円	20,750円
2月※	10,500円	13,840円
3月※	5,250円	6,920円

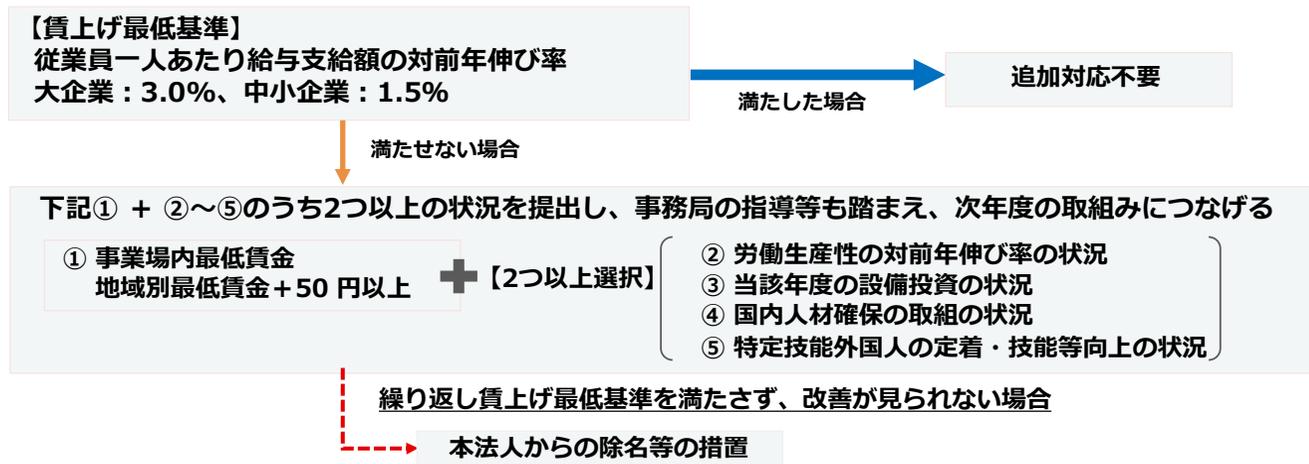
※2月および3月に入会する者は、上記の入会初年度分の年会費とあわせて翌年度分の1年分年会費を合算して支払うものとする。

## 4. (参考)行動規範第8条に定める賃上げの水準・方法について

- 一般社団法人工業製品製造技能人材機構では、特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた工業製品製造業共通行動規範第8条に定める賃上げの水準・方法について、次のとおりとしています。
- 製造業分野特定技能外国人の受入企業(以下「受入企業」という。)においては、従業員一人あたり給与支給額の対前年伸び率について大企業は3.0%以上、中小企業は1.5%以上の水準で引き上げに取り組むこととし、毎年、当該取組にかかる証拠書類を一般社団法人工業製品製造技能人材機構(以下「本法人」とする。)に提出が必要です。
- 受入企業が上記の水準を満たせなかった場合、本法人は、下図に定める対応を受入企業に求めることとします。

### 生産性向上や国内人材確保の取組に係る確認

※毎年1月頃に証拠書類とともに提出を求める予定



具体的な運用について、2025年9月以降に御案内を予定しております。